

○白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱

令和2年9月9日

要綱第21号

(目的)

第1条 この要綱は、村長が認めた保安上危険となるおそれのある老朽危険空家等の除却等に係る費用について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、空家等に起因する安全・防災や防犯、衛生、景観など生活環境上の問題の改善を図ることを目的とし、その交付に関しては、白川村補助金交付規則（平成27年白川村規則第3号）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 老朽危険空家等 近い将来特定空家等に成りうる可能性があると村長が認めたもの又は特定空家等（法第14条第3項に基づく命令を受けたものを除く。）に認定されたものをいう。

(補助対象空家及び補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる老朽危険空家等（以下「補助対象空家」という。）は、村内に存するもので所有権以外の権利が設定されていないものとする。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者の同意がある場合は、この限りでない。

2 補助金の交付の対象となる者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者（個人に限る。）とする。

- (1) 補助対象空家の所有者又はその相続人であること。

- (2) 補助対象空家の所有者又はその相続人が複数の場合は、全員の同意を得ていること。
- (3) 村税に滞納がないこと。
- (4) 白川村暴力団排除条例（平成24年白川村条例第1号）に規定する暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 補助対象空家を除却する際に発生する廃棄物を白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年白川村条例第20号）に規定する方法で処理していること。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 補助対象空家を全て除却するものであること。
- (2) 除却工事に関する関係法令に適合するものであること。
- (3) 年度内に除却工事が完了するものであること。

2 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象空家の現地調査費、除却工事費、廃材処理費、施工管理費等（以下「工事費等」という。）とする。

（補助金の額）

第5条 前条第1項に掲げる事業に係る補助金の額は、同条第2項に規定する経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）とし、一申請当たり100万円を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 申請者は、補助対象空家の除却工事の契約を締結する前に、白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第7条 村長は、補助金の交付申請があったときは、申請書の内容を審査し、

補助金を交付すべきものと決定したときは、補助金の額を決定し、速やかにその内容及びこれに条件を付したときはその条件を、白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が事業内容の変更（補助金の額の変更が生じる場合に限る。）をしようとするときは、あらかじめ白川村老朽危険空家等除却支援事業変更承認申請書（別記様式第3号）を村長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請について準用する。

（事業の取下げ）

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定後において、事業の遂行が困難となった場合は、速やかに白川村老朽危険空家等除却支援事業取下届（別記様式第4号）を提出するものとする。

2 村長は、前項の届出書を受理したときは、白川村老朽危険空家等除却支援事業取下届受理通知書（別記様式第5号）により、補助金の交付決定を取り消すことを補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに白川村老朽危険空家等除却支援事業実績報告書（別記様式第6号）を村長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の報告書を提出したときは、白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付請求書（別記様式第7号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 村長は、前条に規定する報告書の内容を審査し、事業完了の確認を行ったうえで補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 村長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第9条第2項の規定により補助金の交付決定を取り消すこととしたとき。
- (2) この要綱又は法令に基づく指示に違反したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為があったとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年要綱第8号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付申請書

（あて先）白川村長 殿

申請者 郵便番号

住所

氏名

電話番号

老朽危険空家等除却支援補助金の交付を受けたいので、白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金交付の審査を行うにあたり、私の村税の納入状況及び補助対象空家の固定資産情報を調査すること並びに必要に応じ、暴力団との関係について、岐阜県警察本部に照会することも承諾します。

記

1. 補助対象空家所在地	白川村
2. 補助対象空家所有者	
3. 工事費等	円
4. 補助金交付申請額	円
5. 跡地の活用計画	

※補助金交付申請額とは、工事費等に2分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て)とし、

100万円を限度とする。

添付書類

- (1) 工事費等の見積書（内訳明細書含む。）の写し
- (2) 付近見取図、配置図、平面図及び現況写真
- (3) 補助対象空家の登記事項全部証明書
- (4) 補助対象空家の所有者又は相続人全員の同意書
- (5) 申請者の年税額が確認できる書類
- (6) その他村長が必要と認める書類

（表面）

(裏面)

誓約事項

- ※私は、補助対象空家に所有権以外の権利が設定されていないことを誓約します。
- ※私が行う補助対象空家の除却について、第三者との間において紛争等が生じたときは、白川村に対して解決を含めた一切の対処を求める事なく、裁判所による調停その他の方法を用いて、私が解決することを誓約します。
- ※私は、補助対象事業の実施に当たり、他の補助金等の交付を受けていないことを誓約します。
- ※私は、暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないことを誓約します。
- ※私は、村税に滞納が無いことを誓約します。

年 月 日

申請者氏名

※申請者本人が必ず署名押印してください。

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

白川村長

白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金について、下記のとおり交付額を決定しましたので通知します。

記

1 補助対象空家所在地 白川村

2 交付決定額 円

3 条 件

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）白川村長 殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

白川村老朽危険空家等除却支援事業変更承認申請書

白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり
申請します。

補助金交付決定通知	番 号	
	年 月 日	

変更の理由

変更前	内 容
変更後	

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

(あて先) 白川村長 殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

白川村老朽危險空家等除却支援事業取下届

白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

樣

白川村長

白川村老朽危険空家等除却支援事業取下届受理通知書

年 月 日付けにて提出されました下記の申請に係る取下届を受理しましたので、白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、当該申請に係る補助金の交付決定を取り消したことを通知します。

別記様式第6号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）白川村長 殿

申請者 郵便番号

住所

氏名

電話番号

白川村老朽危険空家等除却支援事業実績報告書

年 月 日付け白川村指令 第 号で交付決定のあった白川村老朽危険空家等除却支援事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 補助対象空家所在地 白川村

3. 工事期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 添付書類

- (1) 除却工事の請負契約書の写し
- (2) 工事費等の請求書（内訳書を含む）及び領収書の写し
- (3) 除却工事完了後の写真（跡地の状況がわかるもの）
- (4) その他村長が必要と認める書類

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付請求書

（あて先）白川村長 殿

申請者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け白川村指令 第 号で交付決定のあった白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金について、白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

振込先

金融機関名及び本支店名	預金種目	口座番号
銀行 本店	1 普通	
金庫 支店		
農協 本所	2 当座	
組合 支所		
口座名義 フリガナ		

別記様式第8号（第12条関係）

年 月 日

様

白川村長

白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した補助金の交付については、下記のとおり補助金の交付の決定を取り消したので、白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 補助対象空家所在地 白川村

2 交付決定額 円

3 取り消しとなる金額 円

4 取り消しの理由

5 その他

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

別記様式第 2 号（第 7 条関係）

別記様式第 3 号（第 8 条関係）

別記様式第 4 号（第 9 条関係）

別記様式第 5 号（第 9 条関係）

別記様式第 6 号（第 10 条関係）

別記様式第 7 号（第 10 条関係）

別記様式第 8 号（第 12 条関係）